

山梨県は「山梨県景観条例」に基づき、景観に配慮した公共事業を行ってきた。本章では、これまでの取り組みの蓄積を活かし、さらに近年の景観施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共事業の景観形成の考え方を示す。

5-1. 適用範囲

本章は、山梨県が主体となる公共事業に適用することとするが、必要に応じて県内で実施する市町村等が主体となる公共事業においても参照するものとする。

なお、本章は、景観づくりに関する基本的な事項についてまとめたものであることから、特殊な事例や記載のない事項については、関係法令及び基準等との整合を図るとともに、関係機関と協議した上で対応するものとする。

5-2. 公共事業における景観形成の基本姿勢

公共事業によって整備される施設は、大規模なものが多いため、地域の景観形成に極めて大きな影響を及ぼすものである。

したがって、公共事業の実施等に当たっては、本県の優れた自然景観や貴重な歴史的文化的景観を保全するとともに、個性豊かで魅力ある景観を創造するため、地域の景観形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

今後、景観形成の取り組みに当たっては、以下の4つの考え方を踏まえ、公共事業を推進していくものとする。

(1) 景観は重要な要素と認識し、事業の各段階で考える

公共事業の実施においては、機能性や安全性、経済性等と同様に、景観は重要な要素の一つであるという原則に立った上で進めることが重要である。

そのため、構想・計画段階から施工・維持管理段階に至るすべてのプロセスにおいて、良好な景観づくりをするにはどうすればいいのか、考えることが重要である。

(2) 公共施設をトータルデザインで考える

公共施設には、道路、河川、砂防、公園など様々な種類が存在する。これらを個別に好きなデザインでつくってしまえば、個々は、良好な景観づくりに資するものだとしても、地域全体で見るとバラバラな景観になってしまうことがある。そのため、色彩や素材を統一するなど、イメージを関係者間で共有し、連携しながら事業を推進することが重要である。

(3) 良好な景観の形成についての認識の共有

地域の個性を活かした景観づくりを行っていくためには、行政担当者とともに土木や建築の専門家が担う役割は大きいものがあるが、さらに、他の専門家や県民、NPO等と協力していくことが望ましい。すなわち、関係者が一同に景観のイメージを共有し、地域に住んでいる人に愛されるものをつくることが重要である。

(4) 事業担当者は景観知識の研鑽にはげむ

景観に対する事業担当者の認識が不十分なため、景観への配慮を欠いた公共施設が整備される場合もみられる。

事業担当者においては、景観に関する知識及び技術の水準を向上させ、その他、その資質の向上を図るように努めなければならない。

5-3. 公共事業の実施に係る景観形成に関する基本事項

公共事業の実施に当たり、県土の良好な景観を図る上での基本的な事項を以下に示す。

視点 ①：自然や歴史・文化など地域固有の文脈を活かす

景観づくりで良好な景観形成に向けては、その地域がもつ地形、動植物、歴史、文化等の特性を把握した上で、その地域に馴染んだものをつくる必要がある。そのため、県土全体で画一的な整備をするのではなく、その地域でしかないオリジナリティを作り出していくことが重要である。



視点 ②：視点場からの眺望景観へ配慮する

山梨県の特徴は、周囲を山々に囲まれていることであり、公共施設の整備によってその眺望景観を阻害することがないように配慮することが必要である。

特に道路景観の場合は、道路外の視点からの見え方(外部景観)のみならず、道路利用



者の視点からの見え方（内部景観）に配慮することが重要である。また、公共施設を「視点場」として整備・活用することを考慮することも重要である。

さらに、電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保はもちろん、眺望景観の確保の効果が大きいため、道路事業においては積極的な事業化を図る。

視点 : 建造物の材質や色彩などに配慮する

その地域で代表される材質や色彩などを見極めながら、周辺環境に馴染むデザインの検討を行っていく必要がある。また、照明やサイン、防護柵などの施設についても、周辺景観と調和のとれたデザインとすることにより、施設そのものの魅力を高めることが可能である。



視点 : 誰もが使いやすい安全性や快適性を確保する

安全性や快適性といった利用する姿も景観構成要素の一つであり、使われてこそ公共施設といえる。いくらデザイン的に良好であったとしても、使い勝手が悪かったり、危険であったりすれば公共施設として優れたものとはならない。そのため、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインに配慮したものをつくることも、景観づくりの重要な要素である。



視点 : 経年変化により味わいのある景観をつくる

公共施設は長期にわたり存在し利用されるものであるため、時の変化につれ趣を序々に変えていくことを考慮して、素材やデザインの工夫を行うことにより、地域にとけ込む味わい深い景観をつくることが重要である。



(参考) 視点と視点場、内部景観と外部景観

(1) 視点と視点場、視対象

公共施設は、見られる対象となるだけでなく、新たな視点を創出し、一般に、ある領域を持つ視点場を形成する。以下に、視点と視点場の概要を述べる。

視点

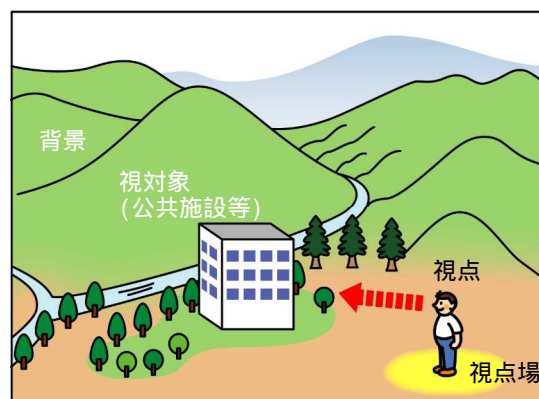
視点とは、景観を眺める人の位置のことである。同じ公共施設であっても、それを眺める位置によって、得られる景観は大きく異なる。また、美しい公共施設をつくっても、これを眺める視点がなければ、良好な景観として認識されない。

つまり視点は、景観の性質を規定する最も基本的な要因である。

視点場

視点場は、視点の存在する空間であり、視点近傍の空間といえる。良好な景観が広がっていても、近くの樹木や建物に邪魔されて見えないことは日常よく経験する。逆に、視点近傍を巧くデザインすることにより、景観を印象的に見せることもできる。

つまり、視点場を整備・改善することにより、景観の質を高めることができる。



(2) 内部景観と外部景観

当該施設(領域)の内側から見る場合と、外側から見る場合との双方に着目し、それぞれの景観を「内部景観」、「外部景観」と呼んで区別することがある。

公共施設の整備にあたっては、「内部景観」と「外部景観」の双方の観点から、当該施設の景観を考える必要がある。

外部景観

外部景観は、自宅や公園などから橋梁を見たときのように、視対象となる道路等の公共施設を、当該施設の外側の視点から見たときの景観である。

長大な構造物の建設にあたっては、特に、どこから見られるのか、また、どのように見られるか等、外部景観を十分に検討する必要がある。



内部景観

内部景観は、歩道や車道から当該道路や街並み、山並み等を見たときのように、視対象となる道路等の公共施設を、当該施設の内側の視点から見たときの景観である。

公共施設だけでなく、沿道の建物や緑はもちろん、背景となる山並みなどの景観要素も視野に入るため、相互の関係を考慮した景観検討が求められる。



5-4. 共通配慮事項

公共事業の分野を問わず共通して配慮すべき項目と景観形成の考え方を以下に示す。

(1) 構成要素別配慮事項

土工

周辺の地形や植生等の改変を回避・縮小し、周辺の景観を著しく損なわないように配慮する。

のり面

のり面は、周辺の景観への影響を少なくするため、自然の地形に応じた構造及び形態とするとともに、緑化に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する。

擁壁

擁壁は、形態及び意匠の工夫、自然と調和した材料の使用、緑化による修景などを行い、周辺の景観との調和に配慮する。

舗装

舗装は、周辺の環境や用途に応じて、色彩及び意匠を工夫し、地域の特性に合った材料を使用するなど、周辺の景観との調和に配慮する。



防護柵

防護柵は、地域の特性に応じた形態及び意匠の工夫、周囲の緑化、地域の特性に合った材料の使用など、周辺の景観との調和に配慮する。

(参考)

平成21年3月31日付け

鋼製防護柵の選定について(通知)参照



照明施設

照明施設の灯具や支柱等は、形態、色彩及び意匠を工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。場所によっては、施設にアクセントを加え、又はそれ自体がシンボルとなるように配慮する。

また、光の向きや強さ、色の工夫により、夜間の良好な景観形成に配慮するとともに、光による害が生じないように努める。



占有物件

電柱、案内板、標識等の工作物の設置を目的とする道路敷地その他の公共用地の占有行為は、良好な公共空間の創出に大きな影響を及ぼすので、位置、規模、形態、色彩及び意匠について周辺の景観との調和が図れるよう指導等に努める。



(2) 緑化の配慮事項

人工的な構造物の突出感や圧迫感を軽減し、周囲に潤いと安らぎを与える緑化の効用を十分に考慮し、歴史を感じさせる貴重な樹木や良好な景観を形成している樹木を可能な限り伐採せずに修景に生かすとともに、地域の特性を生かした植生に努める。



(3) 維持管理の配慮事項

各施設が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行うとともに、補修及び修繕に当たっては周辺の景観との調和に配慮する。



5-5. 分野別配慮事項

公共事業の分野別を「(1)道路」「(2)橋梁」「(3)河川」「(4)ダム」「(5)砂防治山施設」「(6)公園・緑地」「(7)公共建築物」「(8)農地・森林」の8つに分類し、各分野における景観形成にあたっての配慮事項を以下に示す。

(1)道路

景観形成の考え方

道路は、人や物を運搬し、文化や情報などを伝達する最も基本的な社会基盤として県内隅々まで発達しており、その沿線には山並み、まち並み、田園など多種多様な景観が展開されている。

そのため、道路は、安全で快適な交通環境の確保とともに、景観形成のうえからも重要な役割を担っている。

したがって、その整備に当たっては、道路の持つ本来の機能に加え、地域の自然景観や歴史的文化的景観と適度に調和した、それぞれの地域にふさわしい沿道景観が形成されるよう配慮する。

配慮すべき事項

(1) 路線の選定

路線の選定に当たっては、良好な景観を損なわないよう、その地域の地形、土地の利用形態及び沿道景観との調和を図り、良好な景観の保全に努める。

(2) トンネル

トンネルの坑口部は、周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠にするよう努める。また、地域によっては、そのシンボルとして個性的な景観の表現を求められる場合があり、そうした観点から配慮する。

(3) 高架橋及び歩道橋

高架橋や歩道橋は、地盤面より上方に造られ、周辺の景観に与える影響が大きいので、その色彩及び意匠が周辺の景観と調和するよう配慮する。

(4) 交差点

交差点における道路標識、信号機、電気施設、照明施設等は、沿道の多くの景観要素を含めた全体との調和に配慮する。

(5) 街路樹等

都市部の道路においては、可能な限り連続した植樹帯や植樹ますを設け、潤いのある空間の創出に努める。その他の道路にあっても、沿道の緑を有効に活用するとともに、可能な限り道路敷地の緑化を図るなど、美しい沿道景観づくりに努める。

植栽に当たっては、交通の安全に支障のない範囲内において、樹木の配置、地域の特性に応じた樹種や樹高を工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。

(6) 歩道及び自転車道

舗装等の形態、意匠及び材料については、地域の特性に応じた個性と統一性を持たせる。

ベンチ、モニュメント、案内板などのストリートファニチャー - を設ける場合は、形態、色彩及び意匠について個性を持たせつつ、周辺の景観と調和するよう配慮する。

その他参考となるガイドライン等

- ・「道路設計マニュアル 第15章 道路景観」(平成21年3月/山梨県)
- ・「道路デザイン指針」 (平成17年3月/国土交通省道路局)
- ・「景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』(案)」
(平成17年3月/国土交通省都市・地域整備局)
- ・「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」(平成16年3月/国土交通省道路局)



身延町 しょうにん通り

街路事業実施にあたり、電線類地中化や景観に配慮した歩道整備を行うとともに、商店街の家並み整備が併せて行われた。



都市計画道路 石和市部通り線

街路事業実施にあたり、電線類地中化を行うとともに、住民参加による歩道のデザイン検討、地区計画導入によるセットバックの実施等が行われた。

(2) 橋梁

景観形成の考え方

橋は、道路の一部として存在するものであるが、川や谷などと一体となり特色のある風景を創造することから、地域のシンボルとして位置付けられるものが多い。

したがって、安全性に加え、景観について配慮する。

配慮すべき事項

(1) 橋本体

周辺との調和に配慮した構造、色彩及び意匠となるよう努めるとともに、地域の自然環境、歴史的背景、文化的背景などに応じた個性豊かな景観の創出に配慮する。

(2) 高欄、照明施設等

色彩や意匠は、個性を持たせつつ、橋本体との調和に配慮する。



八ヶ岳高原大橋 県道・北杜八ヶ岳公園線
照明を高欄埋め込みにし、道路からの眺望景観を確保するとともに、周辺からの視対象としても景観に配慮した。



城東大橋 国道140号
優雅な曲線を描くアーチ橋とし、周辺との景観に配慮した。



根津橋 都市計画道路・根津橋通り線
眺望景観を確保するスペースを設けるとともに、高欄や照明、歩道舗装に配慮した。

その他参考となるガイドライン等

- ・「美しい橋のデザインマニュアル 第2集」(平成5年7月/(社)土木学会)
- ・「橋の美 橋梁デザインノート」(平成4年5月/(社)日本道路協会)
- ・「美しい橋のデザインマニュアル」(昭和57年6月/(社)土木学会)

(3) 河川

景観形成の考え方

河川は、古くから治水及び利水の両面において地域と深い関わりを持ちながら生活や文化に大きな影響を与えてきた。近年の環境意識の高まりを受け河川法も改正となり、それまでの治水と利水に新たに環境が加わり3本柱となった。このことから、河川の整備にあたっては川本来が持っている歴史や文化に配慮しつつ、自然環境の保全あるいは創出に努めるとともに、親水性のある緑豊かな景観形成を図る。

配慮すべき事項

(1) 護岸

治水上支障のない範囲内において、動植物の生息環境及び生育環境の保全並びに周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性についても考慮し、工法や素材を検討する。

(2) 高水敷の利用

河川敷内の高水敷については、治水上支障のない範囲内において、緑化等による環境整備を進め、高水敷の利用による河川への親水性を高めるよう配慮する。

(3) 堤防

堤防は、原則として土堤とし、のり面には、治水上支障のない範囲内において可能な限り緑化を図る。

(4) 樋門

色彩、意匠等は、周辺の景観との調和に配慮する。

その他参考となるガイドライン等

- ・ 「河川景観デザイン - 『河川景観の形成と保全の考え方』の解説と実践」
(平成20年7月 / (財)リバーフロント整備センター)
- ・ 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月 / 国土交通省河川局)
- ・ 多自然川づくり基本指針(平成18年10月 / 国土交通省河川局)
- ・ 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料(平成18年8月 / 国土交通省河川局)
- ・ 「川の風景を考える景観設計ガイドライン(水門、樋門)」(平成8年4月 / (財)リバーフロント整備センター)
- ・ 「川の風景を考える景観設計ガイドライン(護岸)」(平成5年9月 / (財)リバーフロント整備センター)



新名庄川 忍野村

富士山を背景に桜並木が続く優れた自然景観を損なわないように配慮した河川整備



渋川 笛吹市

地域住民の参加による川づくり懇談会の実施や小学校との連携による多自然型川づくり

(4)ダム

景観形成の考え方

ダムは、治水や利水を目的として、水害の防止、流水の正常な機能の維持、生活用水やかんがい用水などの安定した確保等、広く地域の社会経済活動に寄与する重要な構造物であり、また、ダム湖は、地域振興の拠点として、周辺の整備に配慮し、人々の交流の場としての活用を図ることが求められているものである。

一方、これらの施設は、自然景観の中の人工構造物として設置されるため、周辺の景観に与える影響が大きい。

したがって、施設の整備に当たっては、自然環境の特性を把握し、周辺の景観に調和するよう配慮する。

配慮すべき事項

(1) 位置及び形式

ダムの位置や形式の選定に当たっては、事業の目的を達成するとともに、安全性を確保するうえで支障のない範囲内において、周辺の景観への影響を緩和するよう配慮する。

(2) のり面等の緑化

ダムサイト、土捨場、原石山、仮設備等ののり面や構造物の周囲は、地形、地質等の諸条件を考慮して緑化に努める。

(3) ダム湖の周辺施設

ダム湖の保全や管理に支障のない範囲内において、周辺の景観と調和した水辺空間を創出するため、周辺施設の整備に配慮する。



深城ダム 大月市



琴川ダム 山梨市

その他参考となるガイドライン等

- ・「ダムの景観設計(重力式コンクリートダム)」

(平成3年1月/(財)国土開発技術研究センター)

(5) 砂防治山施設

景観形成の考え方

砂防治山施設は、治山、治水及び土砂災害対策を目的として設置されるもので、その設置される地域を含め、広い流域の住民生活に大きな影響を与えるものである。

一方、これらの施設は、自然景観の中の人工構造物として設置されるため、周辺の景観と調和するよう配慮する。

配慮すべき事項

(1) 位置及び形態

安全性、機能性等に支障のない範囲内で、可能な限り周辺の景観に調和するよう配慮する。

(2) のり面及び擁壁

のり面、擁壁等の構造物の周囲は、緑化に努め、周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 親水性の確保

水と緑に囲まれた空間を人々に提供するため、水辺の緑化や親水性を考慮した工法に配慮する。

その他参考となるガイドライン等

- ・「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」(平成19年2月/国土交通省砂防部)
- ・「歴史的砂防施設の保全活用ガイドライン」

(平成15年5月/国土交通省河川局、文化庁文化財部)



勝沼堰堤(日川)
甲州市勝沼町・大和町

砂防堰堤として日本で初めてコンクリートを利用するなど土木遺産としての価値が高いと共に、長い年月の中で堰堤本体が周辺景観になじんでいる。



田原の滝(相模川砂防施設)
都留市上谷

浸食によりその風情を失いつつあった柱状節理の奇岩に囲まれる「田原の滝」を、溪流再生事業で再生した。

(6) 公園・緑地

景観形成の考え方

公園・緑地は、人々の交流や憩いの場、スポーツ活動やレクリエーション活動の場として地域住民に親しまれるものとするとともに、自然、歴史、文化等の地域の特性を生かした整備が求められている。

また、公園は、都市の良好な環境を創造するものであり、公園の周囲の景観との調和や連続性を考慮したものとする。

配慮すべき事項

(1) 地域の特性を生かした公園

自然、歴史、文化、産業等の地域の特性を生かした特色ある公園づくりに努める。

(2) 施設

園路、広場、遊戯施設、休養施設等に使用する材料は、可能な限り天然の材料の活用を図るものとし、形態、色彩及び意匠についても周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 建築物

公園内に設ける建築物等の形態、色彩及び意匠は、地域特性を生かした特色あるものとし、周辺の景観との調和に配慮する。

(4) 垣及びさく

材料については、可能な限り生け垣や自然の素材などを用いるものとし、必要に応じて隣地との連続性に配慮した位置及び意匠とするよう努める。

(5) 植栽

公園の植栽に当たっては、可能な限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定等に配慮する。



舞鶴城公園



曽根丘陵公園

その他参考となるガイドライン等

・「景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』(案)」

(平成 17 年 3 月 / 国土交通省都市・地域整備局)

(7) 公共建築物

景観形成の考え方

公共事業等により整備される一般行政施設、学校施設、住宅施設、集会施設などの建築物等（以下「公共建築物等」という。）は、あらゆる人々と深い関わりを持ち、快適な日常生活の充足と維持に大きな役割を果たしている。

近年、人々の生活意識は効率性や機能性を求める方向から住み良さや生活の質を高める方向へと変化しており、利用する施設や身のまわりの環境についても、ゆとりや文化性など魅力に満ちたものであることが期待される。

したがって、公共建築物等の整備は、快適な行政サービスを提供するとともに、周辺の地域の特殊性や自然を生かし、調和を図りながら、良好な景観を創造するという観点に立って進める。

配慮すべき事項

(1) 位置

- ア 道路境界線及び隣地境界線から可能な限り後退した位置とし、ゆとりのある空間を創造する。
- イ 敷地内の建築物や工作物の相互の調和を図るとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。
- ウ 敷地内の樹木を修景に生かすよう配慮した位置とする。

(2) 形態

- ア 周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とする。
- イ 建築物の印象を大きく決定づける屋根の形態は、特に周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 色彩

- ア 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図る。
- イ 屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物の本体及び周辺の景観との調和を図る。

(4) 意匠

- ア 地域の特性に応じた落ち着いた雰囲気を感じさせ、かつ、全体的にまとまりがある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮する。
- イ 建築物の屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努める。
- ウ 外壁又は屋上に設ける設備は、目立たないように設置し、建築物の本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
- エ 屋外階段、ベランダ等建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物の本体との調和に配慮する。

(5) 材料

- ア 耐久性及び耐候性に優れ、周辺の景観との調和に配慮した材料を使用する。
- イ 個性的で特色ある景観を形成している地域等においては、地域の特性に合った材料の活用に努める。

(6) 敷地の緑化

敷地内は、樹木の配置や樹種の構成を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮し、潤いのある空間の創出を図る。

(7) その他

ア 付属施設

車庫、倉庫等の付属施設については、建築物の本体及び敷地内の状況並びに周辺の景観と調和のとれた形態、色彩、意匠等とする。

イ 外構

垣、さく、塀、門等の外構については、建築物の本体及び敷地内の状況並びに周辺の景観と調和のとれた形態、色彩、意匠等とするとともに、生け垣など天然の材料の活用に努め、潤いのある空間の創出を図る。

ウ 駐車場

天然の材料の活用や緑化等に努め、潤いのある空間の創出を図る。

エ 電柱、電線路等

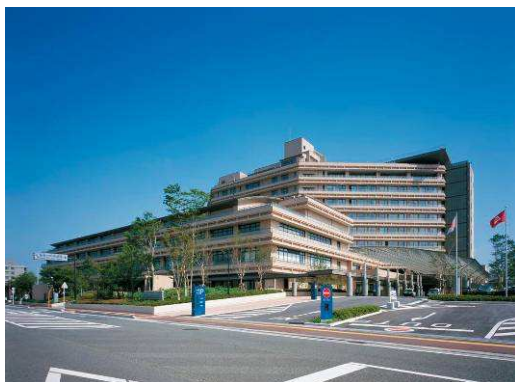
できるだけ地下埋設方式とし、やむを得ず地下埋設方式を採れない場合には、形態の簡素化を図るなど、目立たないように工夫する。

オ 煙突等

すっきりした形態及び意匠とし、周辺の景観に調和した色彩とする。

その他参考となるガイドライン等

- ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」
(平成 17 年 3 月 / 国土交通省住宅局)
- ・「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」
(平成 16 年 3 月 / 国土交通省官庁営繕部)
- ・「山梨県景観条例大規模行為景観形成基準マニュアル」(平成 2 年 10 月 / 山梨県)



県立中央病院



kai・遊・パーク

(8) 農地・森林

景観形成の考え方

農地と森林は、生産の場であると同時に生活の場や豊かな生態系を育む場でもある。

また、農地・森林の景観は、山梨の景観の骨格を形成する重要な要素であり、四季折々に彩りのある景観を形成し、訪れる人々に安らぎや憩いを提供している。

したがって、農地・森林の整備に当たっては、山梨らしい景観を損なうことのないよう配慮するとともに、環境と調和した良好な景観の推進に努める。

配慮すべき事項

(1) 農地

- ア 道路や水路等の整備に当たっては、農地やその周辺の緑をできる限り保全するとともに、その構造物が周辺の景観に調和するよう配慮する。
- イ 棚田や樹林等の優れた景観がある地域で整備計画がある場合は、これらを極力保全し、活かすよう配慮する。
- ウ ほ場整備に当たっては、潤いのある農村景観の創造に努める。
- エ 整備済みの農地においては、所有者が適正に管理を行い、良好な農村景観を保全するよう誘導に努める。

(2) 森林

- ア 主要な眺望点から眺望される場所では、できる限り大規模な皆伐を避け適度に樹木を残すほか、速やかに植林を行うなど、伐採による景観への影響を少なくするよう配慮する。
- イ 間伐や枝打ち、下草刈りなど、適切な維持管理により、良好な森林が保たれるよう配慮する。
- ウ 景観に配慮しつつ、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、針広混交林の造成等、多様な森林整備に努める。
- エ 複層林施業等により森林景観の連続性を保つ。



勝沼町のぶどう畑



白州町・尾白の森名水公園「べるが」

その他参考となるガイドライン等

- ・「水とみどりの『美の里』プラン21」(平成15年9月/農林水産省農村振興局)
- ・「美の里づくりガイドライン」(平成16年8月/農林水産省農村振興局)